公園内での無人航空機飛行の許可に関するQ＆A

Q1.航空局にて飛行の許可・承認を取得していても、公園内での申請が必要なのか？

1. 来園者の安全確保の観点から、必ず許可申請を提出いただきます。

府営公園における無人航空機の飛行の取扱いについての2.無人航空機の飛行の許可の（３）許可申請のアの行為許可については行為許可の申請書（公園施設使用許可申請書）を提出ください。

府営公園における無人航空機の飛行の取扱いについての2.無人航空機の飛行の許可の（３）許可申請のイの行為許可については行為許可の申請書（都市公園内）を提出ください。

Q2.公園の芝生広場で、飛ばすにはどういった手続きが必要か？

A．航空法等の各種法令に基づく必要な許可を受けること及び第三者の立入りを制限する安全対策を飛行範囲や周辺環境に応じて設置することで許可することができます。

Q3.公園内で、ドローンを飛ばした実績はあるのか。

A．陸上競技場や野球場などの運動施設において、目的外利用でのドローン講習会などや、園内の広場にて、観光PR、ドラマ撮影などの実績があります。利用をご希望される場合は希望される公園の管理事務所までお問合せください。